

国立大学法人和歌山大学コンプライアンス規程

制 定 平成28年 2月26日

法人和歌山大学規程 第1741号

最終改正 令和 8年 3月27日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス 法令、本学の規則等、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 役職員等 本学の役員（監事を除く。）及び教職員並びに各種契約に基づき本学の業務に従事する者等をいう。
- (3) 規則等 規則、規程、細則、要項、決定その他名称のいかんを問わず、役職員等に適用される定めをいう。
- (4) コンプライアンス事案 本学の役職員等に関わる法令若しくは本学の規則等に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。
- (5) 部局等 本学組織規則に定める学部等、基幹、機構、附属機関及び事務局をいう。

(他の規則等との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスに関し、別段の定めがあるときは、当該規則等の定めるところによる。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、常にコンプライアンスを踏まえ、行動しなければならない。

(最高責任者)

第5条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、学長とする。

(コンプライアンス総括責任者)

第6条 本学のコンプライアンスの推進に係る業務を掌理させるため、コンプライアンス総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、総務担当の理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 部局等に、当該部局等に係るコンプライアンスの推進に関し指揮監督を行わせるため、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、当該部局等の長をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第8条 本学にコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事項

## コンプライアンス規程

- (3) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項  
(組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括責任者
- (2) 財務担当の理事
- (3) 研究担当の理事
- (4) コンプライアンス担当の副学長又は学長補佐
- (5) 学部長または学部長を代理する者
- (6) 総務課長、財務課長及び研究協力課長
- (7) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者（委員長）

第11条 委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第12条 学長、総括責任者及び推進責任者は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たり、次の事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
- (2) 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- (3) 当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

(報告)

第13条 役職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに当該部局等の推進責任者又は総括責任者にその内容を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案を当該業務を掌理する理事に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた理事は、当該コンプライアンス事案を総括責任者に報告しなければならない。

4 第1項又は前項の報告を受けた総括責任者は、当該コンプライアンス事案を学長に報告しなければならない。

(調査)

第14条 学長は、前条のコンプライアンス事案を委員会で審議のうえ、必要に応じ、委員会の下に調査委員会を設置し、又は当該部局等の推進責任者に対し調査を命ずる。

2 前項の調査委員会又は推進責任者は、調査結果を委員会に報告しなければならない。

(調査への協力義務)

第15条 役職員等は、前条第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第16条 学長は、必要に応じ、コンプライアンス事案に関して是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、学内に周知する。

2 前項について、学長は、社会的に影響を及ぼす恐れのあるものについては、学外に公表

する。

- 3 推進責任者は、当該行為が再発していないか、又は是正措置及び再発防止策が十分機能しているかを確認するものとする。

(事務)

第17条 この規程に係る事務は、関係部局の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1953号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2224号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2289号）

この改正規程は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2514号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2926号）

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。